

企画提案（公募型プロポーザル方式）実施公告

令和6年10月3日

岡山県GIGAスクール構想推進協議会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案（公募型プロポーザル方式）を募集する。

1 企画提案に付する事項

(1) 業務名

令和6年度岡山県公立学校における1人1台端末の整備（Chromebook）

(2) 業務内容

仕様書(Chromebook)のとおり

(3) 納入期限

令和7年2月28日（金）まで

（笠岡市教育委員会、岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会契約分）

令和7年3月31日（月）まで

（美咲町教育委員会契約分）

2 参加資格

公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。
- (4) 入札参加資格者名簿の営業種目の大分類が「1：文具・事務用機器」、小分類が「2：事務用機器」であり、格付区分がAであること。
- (5) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (6) 岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）第9条第1項に規定する入札参加の停止の措置を受けていないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日制定）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 本店所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。
- (9) コンソーシアムの各構成員は、同一業務について2以上のコンソーシアムを構成できないものとする。

3 業務契約に関する事務を担当する課室の名称等

代表事務局（岡山県）
岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話（086）226-7826
E m a i l : kyoikujoho@pref.okayama.jp

事務局（笠岡市、岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合）
岡山県笠岡市教育委員会学校教育課
〒714-0081 笠岡市笠岡1866-1
電話（0865）69-2152

事務局（美咲町）
岡山県美咲町教育委員会教育総務課
〒709-3717 久米郡美咲町原田1735
電話（0868）66-2873

4 規約条項を示す場所

上記3の代表事務局の場所とする。

5 プロポーザル参加手続等

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号）を次のとおり提出しなければならない。

また、参加者は、提出した書類等について上記3の契約担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（1）企画提案説明書、仕様書等の配付期間及び場所

①配布期間

令和6年10月3日（木）から令和6年10月18日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

②配布場所

上記3の代表事務局の場所に同じ。なお、岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/349/>）からダウンロードできる。

（2）プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和6年10月3日（木）から令和6年10月18日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

②提出書類

- ・プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2-1又は2-2号）
- ・法人に関する調書（様式第3号）※1
- ・コンソーシアム協定書の写し（任意様式）※2
- ・コンソーシアムの結成について権限を有する者の委任状（任意様式）※2

※1：コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出

※2：コンソーシアムの場合のみ提出

③提出場所

上記3の代表事務局の場所に同じ。

④提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）とする。ただし、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（3）プロポーザル参加資格要件の審査

①審査結果の通知

プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2-1又は2-2号）を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、このプロポーザルに参加することができない。

②プロポーザル参加資格要件不適合の理由の説明要求

プロポーザル参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和6年10月25日（金）までに上記3の代表事務局の宛先にメールする方法により、説明を求めることができる。

（4）仕様等に対する質問の受付

①受付期間

令和6年10月3日（木）から令和6年10月18日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

②方法

「仕様書等に対する質問・回答書（様式第1号）」によりメールで送付すること。

また、送信後には、到着したことを電話で上記3の代表事務局に確認すること。なお、メールの件名は「【R6GIGA端末整備（Chromebook）】提出日_会社名_仕様書等に対する質問」とすること。

③送付先

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

E m a i l : kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

④回答

メールにより回答する。また、岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/349/>）に掲載する。

⑤プロポーザル実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできない。

6 企画提案

（1）提案書等の提出

プロポーザルに参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

①提出期限 令和6年10月28日（月）午後5時（必着）

②提出場所 上記3の代表事務局の場所に同じ。

③提出書類【原本1部+写し7部】

下記提出書類については、協議会において複製が可能であることとする。

- ・令和6年度岡山県公立学校における1人1台端末の整備(Chromebook)の提案書について(様式第4号)
- ・提案書(任意様式)
詳細は企画提案内容説明書及び評価項目一覧(Chromebook)を確認すること。
本業務の統括責任者、各業務の責任者、担当者を記載した体制図及び業務を遂行するためのスケジュールを作成すること。
- ・企業等の概要(任意様式)※1

既存のパンフレットでも可。

- ・当該事業類似事業に係る資料（任意様式）※1
評価項目一覧の評価の観点に示す内容の主な実績について、その内容や成果等がわかる資料を添付すること。
 - ・見積書（任意様式でその内訳を記載）
積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
本業務に係る人件費、交通費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。
- ※1：コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること。

（2）企画提案書の説明

プロポーザルに参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

①日時

令和6年11月6日（水）全日又は11月7日（木）午前

②場所

岡山県岡山市北区丸の内2丁目6-30

岡山県立図書館 2階 多目的ホール

③企画提案の所要時間

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 10分程度

④注意事項

- ・開催日時、各参加者の開始時間及び企画提案の所要時間は後日通知する。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者当たり3名までとする。（コンソーシアムにおいても1コンソーシアム当たり3名までとする。）
- ・プレゼンテーション参加に係る費用は、参加者負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・審査の過程において、追加資料を求める場合がある。
- ・審査会では、プロジェクターを使用してプレゼンテーションを行う。
（スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは代表事務局において準備する。プレゼンテーションで使用する端末は、参加者が持参すること。なお、接続端子はHDMI端子である。）
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴できない。
- ・指定する開始時間に遅れた場合は、評価対象としない。

7 優先交渉権者の選定

（1）評価方法

審査会に先立ち、代表事務局は実績に対する評価及び見積書の価格に対する評価について、事前評価する。審査員は、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、提案の評価（63点満点）を行い、代表事務局が集計する。集計結果を基に、全審査員による協議を行って優先交渉権者を選定し、優先交渉権者以外の者についても、順位付けを行う。当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、審査員の協議により順位を決定することとする。なお、各審査員の評価に係る採点の平均点が37.8点に満たない場合は、評価の対象とならない。

（2）観点

別に示す「令和6年度岡山県公立学校における1人1台端末の整備評価項目一覧（Chromebook）」に基づき評価する。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は後日文書により通知する。なお、選定結果についての異議申し立てはできない。

8 その他

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約

優先交渉権者は、調達設置者と提出書類を基に契約条件を調整の上、契約を締結する。なお、契約金額については、仕様書の内容を勘案して決定するため、参加者が提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・ 上記2の参加資格要件を満たしていないと判明した場合